

第2章 調査結果のまとめ

1. 調査結果のまとめ

調査対象の7カ国について、ボランティア活動に関する考え方、ボランティア活動の現状、ボランティア活動に関する制度の概要、ボランティア活動振興のための公的施策・民間の取り組み、ボランティア活動を促進するための社会的基盤を調査した。

ボランティア活動は各国の歴史や文化、国民性、体制や政治状況等の様々な要因に影響されるものであり、7カ国を安易に比較することはできないが、ボランティア活動に関する考え方や振興方策については以下のような示唆を得ることができた。

(1) ボランティア活動に対する考え方

本調査ではボランティア活動に何らかの関心を有している7カ国を調査対象としているが、国としてのかかわり方はそれぞれに異なっている。その背景には、国づくりを進めるにあたって、ボランティア活動をどのように活用しようとしているのかというスタンスの違いがある。

ボランティア活動を国づくりに積極的に活用しようとする姿勢は、アメリカやイギリスにおいて顕著である。

アメリカは、建国以来ボランティア精神を国の基礎として重要視しており、歴代の政権の重要な政策課題の一つである。特に、次世代を担う若者の市民教育の重要な場としてボランティア活動が認識されている。

イギリスでは、国有化路線と市場万能主義のどちらにも属さない「第三の道」として、ボランティアセクターと官との新しいパートナーシップが重要視されている。アメリカ同様に、若者のボランティア活動を促進する施策が展開されているが、イギリスにおいてはキャリア教育の意味合いが若干強い。

ドイツでは民間が対応できない部分を公が補うという「補完性の原則」が実践されており、ボランティア活動は民間の自助・互助の活動の領域で実施されてきた。一方で、兵役義務拒否者の行う兵役代替奉仕もボランティア活動であるとの認識もある。兵役の代替としての活動に起源を持つ流れはフランスにも見られるが、近年のフランスでは共益・公益のために活動する民間団体であるアソシアシオンの役割が評価され公的支援が進められており、アソシアシオンがボランティア活動の重要な場となっている。

スウェーデンのような福祉国家ではボランティア活動はあまり見られないとわが国では解釈されてきたが、実際には、「組織の国」といわれるほどに組織づくりが盛んであり、同じ組織に所属する仲間のためのボランティア活動は一般的に行われている。ただし、福祉の分野に関しては公的セクターが担うものでありⁱ、かつ、プロフェッショナルがサービスを提供するものであるとの考え方が根強いⁱため、福祉サービスを無償あるいは低額のボランティアが担うことは容認され難い。

ⁱ ただし近年は福祉サービスの担い手の多元化が進展している。

アジアに目を向けると、韓国では、学校教育課程においてボランティア活動を事実上の義務化としており、教育との関連性を重要視している。中国では、国づくりにおける大学生や若年労働者の役割が重要視されており、政府主導の大規模なボランティア活動プログラムが実施されている。一方で、中国社会に伝統的に根付いている相互扶助の性格を持ったボランティア活動も盛んであり、こちらも若年層が主役となっている。

1) 多様なボランティア活動

わが国では、支援対象者に直接働きかけるタイプの活動がボランティア活動の主要なものであると考える傾向にあるが、調査対象国の大半では、ボランティア活動の受け皿である NPO やボランティア団体の組織運営を支えるボランティア活動も重要視されている。組織のためのボランティア活動には、受付や発送業務の手伝いなどの軽作業から、組織の方針や事業計画の策定、資金調達、組織の管理運営業務などの専門的な知識やスキルが必要なものまで多岐にわたっている。特に、専門的な知識やスキルが必要な業務には、財務、会計、法律、人事・労務管理等の専門家がボランティアとして関わることが多く、人々の持つ多様な能力がボランティア活動という場を通じて社会に役立つ道筋が出来ている。

2) ボランティア活動の評価

ボランティア活動の成果を定性的に把握している調査対象国は多いが、定量的な評価手法の開発に成功し、それを評価基準として使っている国はなかった。調査対象国の中でボランティア活動に関するデータ整備や評価が最も進んでいるのはアメリカである。ボランティア活動の活動者数、参加状況、活動分野と内容、参加の理由などについての全米調査をアメリカ労働省が定期的実施しており、また、ボランティア活動の振興機関である Corporation for National and Community Service (CNCS) が各種のデータを発表している。CNCS のサービス・ラーニング担当部署である Learn and Serve America は、大学に委託して効果的なサービス・ラーニングのプログラムと学業成績との関連を調査したり、州レベルで実施されている評価結果の集約を行っている。大学等の研究機関においても、サービス・ラーニングの教育的効果を社会科学的手法を用いて測定することが研究テーマとなっている。

(2) ボランティア活動と教育

ボランティア活動から得られる成果を教育分野に活用しようとする試みは、アメリカ、イギリス、韓国で積極的な動きとして見ることができる。アメリカではサービス・ラーニングが小・中・高等学校および大学で盛んであり、イギリスにおいても中等教育においてシチズンシップ教育が義務化され、その一環としてボランティア活動をカリキュラムに取り入れる学校がある。韓国においては、学校教育の教科外活動領域である特別活動の中にボランティア活動が導入されており、ボランティア活動の結果が点数化されて内申書に掲載されることから、入試に熱心な韓国では事実上の義務化として扱われている。

一方、ドイツ、フランス、スウェーデンでは、ボランティア活動を教育分野、特に、義務教育課程に採り入れる選択はしていない。ドイツでは、義務教育は州の管轄であり、各州は独自の方針によってカリキュラムを組み立てる。フランスでは、ボランティア活動を学校においても評価することを定めた法律はあるが、基本的に学校は授業を行う場所であり、クラブ活動やボランティア活動は放課後に行うべきものと考えられている。スウェーデンでは、職業や労働を体験するプログラムの実施は盛んであるが、ボランティア活動に関するプログラムは学校では実施されていない。

【ボランティア活動の義務化について】

ボランティア活動を義務化し、それが実践されているのは、韓国とアメリカの一部の州¹である。イギリスでは中等教育でのシチズンシップ教育が義務化されているが、この内容は多岐にわたっておりボランティア活動はその一部を占めるに過ぎない。また、イギリスでは学校現場の裁量が強く、必修化されていても全国的に実践されているわけではない。

韓国やアメリカ・メリーランド州では、ボランティア活動の義務化に踏み切るにあたって十分な議論を行っている。韓国においても、アメリカ・メリーランド州においても、最大の論点は、ボランティア活動を強制することの是非であった。韓国では、1年間の集中討議を経て、生徒の自発性に任せきりにするのではなく、ボランティア活動を学校教育などで計画的、教育的に体験させることが生徒の成長に効果的であるとの意見集約がなされ、実施に踏み切っている。

一方、アメリカ・メリーランド州では、サービス・ラーニングの教育的効果の具体例を示しながら現場の教員の理解を得ていき、また、先進事例や成功事例を表彰するなどして社会的認知を高めていくという手法をとり、10年近くの歳月をかけて定着させてきた。

アメリカ・メリーランド州の10年以上にわたる経験から、サービス・ラーニングの効果を高めるためには、生徒を企画段階から参加させるなどして生徒の自主性を最大限に引き出すこと、NPO等の関係機関とのパートナーシップを構築したりサービス・ラーニングの実施を支援する機関を整備したりして現場の教員の負担を軽減すること、子どもをメンターがついた少人数のチームに分けることによって受け入れ団体に負担をかけないことなどの実施上のポイントが明らかとなっている。

(3) ボランティア活動を振興するための基盤

1) ボランティア活動を受け入れる団体の厚み

ボランティア活動の振興に積極的に取り組んでいる国々では、その受け皿となるNPOやボランティア団体の数が多く、それぞれの団体が独自にボランティアを活用している。また、アメリカ、イギリス、ドイツ、中国などでは、連邦政府がボランティア活動プログラムを継続的に提供してい

¹ メリーランド州で高校の卒業要件にサービス・ラーニングによる活動を義務化している。

る。義務化の有無にかかわらず学校教育にボランティア活動を採り入れることに積極的なアメリカ、イギリス、韓国、そして、生徒会等が中心となって生徒が募金活動等のボランティア活動を実施することがよく行われているスウェーデンなどでは、学校もボランティア活動を行う場となっている。少しでもボランティア活動への意欲のある者にとっては、身近に活動の場が用意されていることになり、かつ、どんな活動をするかの選択肢が多様である。

2) ボランティア・マネジメント

アメリカ、イギリス、韓国などの NPO、ボランティア団体は、必要が生じた場合に、その都度ボランティアに仕事を依頼しているわけではなく、ボランティアにどのような仕事をしてもらうのが双方のためによいのかを考えて、ボランティア活動プログラムを組み立てている。活動してもらったボランティアは募集をして面接の上採用し、必要な研修や訓練を行ったうえで実際の活動してもらい、活動開始後は、ボランティアの活動状況を管理し、評価し、必要に応じて人員の補充と再配置等の調整を行う。さらに、ボランティアに感謝する集いを開催したり、感謝状を贈ったりするなどして非経済的な対価をボランティアに返していく配慮もなされている。こうした一連のプロセス全体をボランティア・マネジメントと呼び、アメリカやイギリスの多くの NPO には、ボランティア・マネジメントを専門に担当するスタッフ(ボランティア・コーディネーター、あるいは、ボランティア・マネジャー)が配置されている。また、アメリカでは、ボランティア・マネジメントのスキルを習得する講座が大学、NPO、ボランティアセンター等で実施されており、資格認定を行うプログラムもある。

3) 身近なマッチング機能

大半の調査対象国に、ボランティアを希望する人と受け入れる団体との間をマッチング・調整するための機能が整備されている(あるいは整備されつつある)。具体的には、ボランティアセンターやマッチングのための Web サイトである。アメリカでは身近なところにボランティアセンターが配置されており、ポイント・オブ・ライト財団が全米のボランティアセンターを支援している。イギリスでも、ボランティアセンターやボランティアビューローと呼ばれる窓口が身近な場所にある。スウェーデンでは、1993 年に最初のボランティアセンターが設置され、市レベル・地区レベルで徐々に設立されている。マッチングのための Web サイトは、各国で整備されている。ボランティアセンターの経費の調達には各国様々であるが、公的資金を投入し支援するとともに、良質のボランティアを派遣してもらったメリットがある NPO やボランティア団体も応分の負担をしてマッチング機能の維持に貢献している。ボランティア活動の成果を社会的に認識した上で、それを実現するために必要な仕組みを維持するコストを公的機関も当事者も負担をしていく方式である。

2. 各国別まとめ

(1) アメリカ

アメリカ社会は、建国以来、ボランティア精神・ボランティア活動を国の基礎として重要視してきた。次世代を担う若者がボランティア活動をどのように経験するべきかは、歴代の政権の重要な政策課題である。ボランティア活動を振興するための法律と担当機関も整備されている。2001年の同時多発テロや大規模なハリケーン災害が生じてから、2002年以降、国民のボランティア活動への参加が高まっている。また、近年では、ベビーブーマー世代(1946～1964年生まれ)の中老年層の経験とスキルを活用したボランティア活動の振興も取り組まれている。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	他者や社会のために個人が自発的に行う活動。青少年にはサービス・ラーニングを通じて次世代を担う市民となることが、退職者・高齢者等にはボランティア活動を通じて社会との関わりを持ち、健康増進、生きがいづくりが期待されている。
2. ボランティア活動の現状	労働省労働統計局が毎年9月にボランティア活動に関する統計をとっている。16歳以上の国民でボランティア活動に参加した人の割合は26.7%である(2006年9月時点)。活動分野では宗教や教育が多い。NPOは約85万団体であり、多くのNPOがボランティア活動の場となっている。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	ボランティア活動を振興するための法律、ボランティア活動者を保護するための法律などが制定されている。これらの法律に基づいて、連邦政府はボランティア活動プログラムを積極的に実施しており、その担当機関が、Corporation for National and Community Service (CNCS)である。この他に、全米のボランティアセンターを支援するポイント・オブ・ライト財団等がある。
4. 公的制度による施策・事業	CNCSによって多くの全米規模のボランティア活動プログラムが実施されている。k-12および大学生を対象としたLearn and Serve America Grant Program、18歳以上の若者を対象としたVolunteers in Service to America (VISTA)、AmeriCorps*NCCC (National Civilian Community Corps)、AmeriCorps*State and National Programs、55歳以上の退職者を対象としたRetired Senior Volunteer Program (RSVP)、60歳以上の低所得高齢者を対象としたFoster Grandparent Program、Senior Companion Programがある。
5. 民間による施策・事業	多くのNPOがボランティアを活用しながら事業を実施している。全米規模のNPOとしては、56万人のボランティアを擁するYMCA等がある。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	ボランティアセンターやマッチングのためのHPを気軽に利用できる。また、ボランティア活動を評価し表彰する制度も多い。ボランティア活動を始めるきっかけになるイベントも定期的に行われている。さらに、ボランティア活動の経験が大学入試や企業の採用の際に評価される。ボランティア活動の受け皿であるNPOには寄付、税制優遇等の支援があり、安定的に事業を行うことに役立っている。

(2) イギリス

イギリスには長いチャリティの歴史があるが、ブレア政権が、左翼の「国有化路線」と新保守主義の「市場万能主義」でもない、「第三の道」としてボランティアセクターとの新しいパートナーシップを鍛え上げる必要性を訴え、力を入れている。特に若者のボランティア活動を促進するために、ミレニアムボランティア(1999年～)、中等教育におけるシチズンシップ教育の義務化(2002年～)、チャリティ法の改正(2004年法案提出、2006年成立)、ラッセル委員会による活動促進フレームワークの検討(2005年)などが行われている。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	「ボランティア」について定まった定義はないが、英国ではボランティア団体等に参加しての「公的(formal)ボランティア」だけでなく、団体などに参加せずに親族以外の人に無償でサービスを提供することも「ボランティア」に含み、これを「私的(informal)ボランティア」と呼ぶ。
2. ボランティア活動の現状	月に1回以上団体に参加しての公的ボランティア活動をしている人の割合は29%、私的ボランティアをしている人は37%である。また78%の人は月1回以上寄付をしている。イングランド・ウェールズの登録チャリティ団体は19万団体である。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	関連法としては1601年の公益ユース法、1853年の公益信託法、1960年のチャリティ法(2006年改正)がある。チャリティ法では、公益性の定義や、団体の登録・監督を行うチャリティ委員会などについて定められている。ボランティア活動は2006年5月より、内閣府の第三セクター局、地方自治体・コミュニティ省が管轄している。
4. 公的制度による施策・事業	中等教育(7年生～11年生)においてシチズンシップ教育が義務化されており、教育内容の一つとしてボランティア活動がある。高等教育については政府の高等教育コミュニティアクション基金が、大学生・職員への機会提供のコーディネートを行っている。1999年に始まったミレニアムボランティアや2004年のラッセル委員会報告による青少年のボランティア活動促進プログラム、2001～04年の寄付キャンペーンなどがある。
5. 民間による施策・事業	大学入学資格取得後に入学を1年遅らせてボランティア活動などに従事して見聞を広める「ギャップイヤー」、大手チャリティ団体CSVが提供するボランティアプログラム、シチズンシップ財団が提供するシチズンシップ教材やプログラム、民間財団による団体への資金支援などがある。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	ボランティア活動に参加する人に対して、保険商品が発達している。また登録チャリティへの寄付に対して税制優遇する「ギフト・エイド」や「天引き寄付」の促進策がとられている。参加者を表彰する賞も多数ある。一方、活動団体への優遇措置としては、登録チャリティに対する税制優遇、公的補助金、優れた活動団体を表彰する賞などがある。

(3) ドイツ

ドイツでは社会の諸問題に対処するにあたって「補完性の原理」(Subsidiaritätsprinzip=subsidiarity principle; 民間の取り組みによって課題解決ができない場合に公権力が介入するという原理)が貫かれている。この原理のもとにボランティア活動が行われている。ボランティア活動の主要な分野の一つである医療・福祉分野では6つの公益福祉団体のサービス独占状態にあったため、介護保険制度の導入時に、小規模ボランティア団体に対する支援などが積極的に行なわれた。近年では2001年の「国際ボランティア年」を機にさらにボランティア活動が広がった。市民活動連邦ネットワークがつくられたほか、若年者によるボランティア活動(社会活動年、環境活動年)に関する法制度が新しいものへと改変された。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	ボランティア活動に相当する言葉としては、freiwilliges Engagement(自発的な社会参加)が使われる。Soziale Dienst(社会サービス)は、社会奉仕活動を表す最広義の用語である。兵役代替奉仕(Zivildienst)をボランティアに含めるかどうかは判断が分かれるが、連邦家族・高齢者・女性・若者省(BMFSFJ;以下、連邦家族省)ではボランティア活動に含めている。
2. ボランティア活動の現状	若年男性が対象となる兵役代替奉仕、若年者(男女)を対象とした社会活動年(FSJ)、環境活動年(FÖJ)等の活動者、それ以外の活動者がいる。14歳以上のボランティア活動参加率は1999年の34%(2,200万人)から、2004年の36%(2,340万人)に微増している。ボランティア活動領域としては、スポーツ・運動が最も多く、次いで学校・幼稚園、教会・宗教、文化・音楽、社会福祉、余暇・交際などの順となっている。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	関連法には、連邦家族省の所管となる兵役代替奉仕法(2006年改正)、社会活動年促進法(2004年改正)、環境活動年促進法(2004年改正)、経済協力開発省が所管となる海外開発援助法(発展途上国援助者法)などがある。
4. 公的制度による施策・事業	前述の法律に基づく兵役代替奉仕制度、社会活動年制度、環境活動年制度がある。連邦・州政府はかかる制度参加者について、受入れ先機関の許認可、研修の実施、各種手当の支給、活動中の監督・ケア等を行う。
5. 民間による施策・事業	民間の企業や財団が、ボランティア活動者や活動団体を直接支援しているケースもある。民間のプログラムとして、記念物保護活動(FJD)、文化ボランティア活動年(FSJ/KB)などがあったが、これらは2001年の法律の新規制定により、国の社会活動年に含められた。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	若年層を対象にした兵役代替奉仕等については、被服費、宿泊代、食費等の経済的支援がされる。それ以外の年齢層に対しては経済的支援は行なわれていないが、国が管轄する相談窓口や支援機関が開設されている。その他、連邦のプログラムとして、「社会奉仕の日」、「世代を超えたボランティアサービス」、「ボランティアの専門性向上のためのトレーニング」がある。

(4) フランス

フランスのボランティア活動者はベネヴォラとヴォロントリアに大きく分けられる。ベネヴォラは非営利団体アソシアシオンで無償の労働を提供する人である。活動内容は、アソシアシオンの他の会員のためになる業務を引き受けること、また高齢者や障害者支援の活動団体で第三者に対してサービスを提供することなどだが、社会的地位はほとんどない。一方、ヴォロントリアは起源が兵役にあり、有給で社会保険にも加入する。活動内容は、国際協力や国内の治安維持などである。ヴォロントリアは防衛省・外務省が管轄しているが、アソシアシオン活動(ベネヴォラの活動、および他人に貢献しなくても自分の楽しみのために活動に参加している会員)は青少年・スポーツ・アソシアシオン活動省や内務国土開発省が管轄して奨励している。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	ボランティア活動者にはベネヴォラとヴォロントリアがある。ベネヴォラは非営利団体アソシアシオン他の会員のためになる業務を引き受けること、また高齢者や障害者支援の活動団体で第三者に対してサービスを提供することを指す。一方、ヴォロントリアは起源が兵役にあり、国際協力や国内の治安維持などに従事する。アソシアシオンは、第三者のためになる活動をしているとは限らず、構成員の共益のみを目的とする団体が多い。
2. ボランティア活動の現状	ベネヴォラとして無償の労働を提供している人は15歳以上人口の26%であり、アソシアシオンのイベントの準備・参加、スポーツや文化の指導などが多い。高齢者や障害者の支援をしている人は全体の9%である。全国のアソシアシオンは約90万団体、新規届出の多い分野は文化・観光・国際交流である。ヴォロントリアは1997年の兵役廃止後は減少傾向にある。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	アソシアシオンについては1901年のアソシアシオン契約に関する法律、ヴォロントリアについては国民役務法典および近年の関連法に定められている。アソシアシオン活動は青少年・スポーツ・アソシアシオン活動省や内務・国土開発省、ヴォロントリアは防衛省・外務省が管轄している。
4. 公的制度による施策・事業	海外の企業・大使館におけるヴォロントリア、外務省の認可アソシアシオンにおける国際協力活動、国民役務ヴォロントリアは防衛省・外務省が管轄する公的事業である。アソシアシオンは公的な活動促進委員会、公的な研修支援などはあるものの公的事業は少ない。
5. 民間による施策・事業	「若者と再構築」では国内外のボランティアプログラムの仲介をしている。「ボランティア広場」「フランス・ベネヴォラ」といったボランティア受け入れ団体の情報サイトがある。フランス財団では活動への助成・表彰を行っている。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	兵役に起源をもつヴォロントリアは従事期間中に手当を受け、社会保険の加入対象でもある。アソシアシオン活動促進委員会や青少年生涯学習研究所ではボランティアのための研修を実施している。条件を満たす団体への寄付は税制優遇される。アソシアシオンのうち条件を満たすものは法人税・付加価値税などが免税となる。

(5) スウェーデン

スウェーデンは「組織の国」と呼ばれるほど組織づくりが盛んであり、ボランティア活動も組織を通じて行うのが一般的である。また、その活動は、公益的・奉仕的なものというよりも、自分や仲間のための活動、余暇活動の一環として捉えられている。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	ボランティア活動は当事者団体などの組織に所属して、自分や仲間のために行う活動が一般的であり、余暇活動の一種と捉えられている。また、対人サービス等を直接提供する「直接ボランティア」よりも、組織運営等に参加する「間接ボランティア」の方が盛んである。近年は EU 加盟等の影響を受けて、組織に属さないでボランティア活動を行う人も増えている。
2. ボランティア活動の現状	住民の 9 割は何らかのボランティア組織に属しており、一ヶ月に平均約 6 時間のボランティア活動を行っている。ボランティア活動を行っている可能性のある非営利組織の総数は約 18 万と推計されている。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	ボランティア活動全般に関する法律はない。担当省庁は組織の種類により分かれているが、ボランティア活動研究等を行うセクションは社会庁に設置されている。
4. 公的制度による施策・事業	中学 2～3 年頃に、学校で職業体験プログラム「PRAO(労働生活実習)」が行われる。ただし、義務化はされていない。 欧州委員会によるヨーロッパ・ボランタリー・サービスに受け入れ側・送り込み側双方に参加している。
5. 民間による施策・事業	中学・高校の生徒会連合会が主催する「オペレーション・ア・デイズ・ワーク」(生徒が働いて集めたお金を、途上国の教育分野に関するプロジェクトに寄付する)や、「5 月の花」(ピンバッジを子どもたちが売ってお金を集め、それを各種プロジェクトに寄付する)といった活動が行われている。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	ボランティア希望者と、ボランティアの対象者ないしボランティア団体をマッチングする仕組みが 90 年代以降につくられている(地域単位で設置される「ボランティア・センター」、ネット上のマッチングサイト「ボランティア・ビューロー」)。ボランティア団体は保険をかけていることが多い。進学・就職等の際にボランティア活動が考慮されることはない。ボランティア団体への税制優遇措置もない。

(6) 韓国

韓国におけるボランティア活動は、学校教育課程におけるボランティア活動の事実上の義務化の影響を受け、中学・高校生を中心にボランティア活動が実践され、19歳までの年齢層のボランティア活動参加率は約6割となっている。また、自願奉仕活動基本法の制定により、「自願奉仕センター」の設置根拠が明確になり、行政支援の下、ボランティア活動支援機能の拡充が進められている。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	韓国においてボランティア活動を指す言葉として「自願奉仕活動」があり、「社会のために、自発的に無償で自らの時間と努力を提供する行為」と考えられている。また、学校教育課程におけるボランティア活動は、そうした「社会参加意識」を醸成するための取り組みと考えられている。
2. ボランティア活動の現状	全年齢を平均したボランティア活動の参加率は14.3%であり、最も参加率が高いのは中学・高校生で、約6割の生徒がボランティア活動に参加している。中学・高校生を対象としたボランティア活動に対する意識調査では、「近隣の人々を助ける活動」(31.1%)、「社会を住みやすくする活動」(25.7%)、「内申成績に反映されるために行う活動」(20.3%)となっている。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	2005年に「自願奉仕活動基本法」が制定され、ボランティア活動の定義、ボランティア振興の方向性が整理された。同時に、全国一律のボランティアの管理・評価の方法が規定され、センターの整備も進められている。
4. 公的制度による施策・事業	自願奉仕活動基本法の制定を背景として、全国248ヶ所の「自願奉仕センター」と全国16ヶ所の「青少年振興センター」を中心に、ボランティア活動プログラムの開発、ボランティア活動情報の提供・マッチング、各種研修の実施、ボランティア活動時間の把握・管理、保険の提供が行われている。また、中央組織として、「自願奉仕センター協議会」、「韓国青少年振興センター」が設置され、ボランティア管理方法の統一化を図っている。
5. 民間による施策・事業	全国の「自願奉仕活動センター」とボランティア団体を構成員とする「ボランティア21」がアドボカシー機能を担っている。また、「自願奉仕联合会」は欧米のNPOと連携し、ボランティア・マネジメントのノウハウの導入を進めている。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	教育課程でのボランティア活動は学校が主導して行っており、「青少年振興センター」が受入先の紹介や活動時間管理を担っている。活動時間による評価は、大学への内申成績に利用されている。韓国ではインターネットの利用率が高い上、各センターがホームページ上でボランティア募集の情報や活動報告を掲載しており、希望者は簡単にアクセスすることができる。「自願奉仕センター」が全国一律にボランティアを対象とした保険を提供している。

(7) 中国

中国におけるボランティア活動は、主として大学生と若年労働者による「青年志願者活動」と地域コミュニティにおける共益的活動である「社区志願者活動」を中心に展開してきた。これらはボランティア活動プログラムを提供する事業であると同時に、各地に拠点を展開し、ボランティアの管理・評価・褒賞の方法を定めるなど、社会的基盤としても浸透してきた。一方で、個人的なネットワークに基づく相互扶助的な活動や草の根 NGO の拡大など、ボランティア活動の場は急速に多様化している。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	ボランティア活動を指す言葉として「志願者活動」が当てはまり、「自らの持つ資源を社会の他の構成員のために活用し、調和ある社会を構築すること」が、ボランティア活動の目的として考えられている。
2. ボランティア活動の現状	正確な統計は存在しないが、青年志願者活動の中心は大学生と若年労働者であり、数百～1,000 万人が参加していると見られている。また、社区志願者活動についても、1,000 万人を超える人々が参加していると見られている。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	全国レベルのボランティア活動に関する法律はない。ボランティアの管理方法については、「青年志願者管理方法」(2005 年)と「社区志願者管理方法(試行)」(2007 年)が発布されている。地域レベルでは、8 省 10 市 1 自治区で、ボランティア管理条例が制定されている。
4. 公的制度による施策・事業	青年志願者活動、社区志願者活動とも、政府の政策として実施されており、青年志願者活動では国家レベルのプロジェクトや海外ボランティア活動プログラムなどが、社区志願者活動では地域の共益的なボランティア活動プログラムなどが提供されている。自治体レベルでは、政府の事業に沿った形での事業が提供されている(例:上海市では「西部奉仕計画」の参加者を対象とした生活費補助給付制度を実施)。
5. 民間による施策・事業	民間の非営利団体には、政府の計画を実行する性格が強い団体が多く、中でも「青年志願者協会」は国家プロジェクトとしてボランティア活動プログラムを提供している。一方、草の根 NGO の中には、海外の NGO と連携して活動を展開している団体もあり、今後ボランティア活動の受け皿として拡大していくと見られている。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	青年志願者活動と社区志願者活動を中心に、ボランティア活動の支援拠点が全国に数多く設置されている。また、省・市レベルの条例や全国通達によって、ボランティアの登録・管理・評価・褒賞の方法が整備されている。一方、保険制度は、「西部奉仕計画」やオリンピックなど一部のプロジェクトで導入されているが、全国規模ではまだ規定されていない。また、ボランティア団体を対象とした支援制度についても、全国的に制度として規定されたものはない。